

記載例

安全計画書				Ⅲ. 基本的な施行計画	
Ⅰ. 工事計画概要				1 工事施行手順の概要 (概念図)	
1 工事名称	〇〇病院増改築工事			※ 詳しくは、別添図面や工程表に記すので、ここでは、工事の全容を概念的に示す。 とくに、増築工事で既存部分の改修を伴うような場合には、火災危険を建物内各所に分散させないため、ある範囲内ごとに工事を完結させてから次の部分に着手すること。	
2 工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1				
3 工事種別	増築およびこれに伴う既存棟の改修				
4 建築概要	イ 用途	病 院	口 構造		
() 内の数字は 既存棟部分を示す	ハ 高さ	軒の高さ 23.7 m 最高の高さ 26.0 m (10.1 m) (13.2 m)			
	ニ 階数	地上 6 階・地下 1 階・塔屋 1 階 (3) (1) (0)			
	ホ 建築面積	6,086.8 m ² (3,012.8 m ²)	ハ 延べ面積	17,166.8 m ² (6,880.4 m ²)	
5 昇降機・ 建築設備又は 工作物の概要	増築工事完了後、既存部分の非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等の整備を行う。 ※避難施設等に係る工事がある場合にのみ、その内容を記入すること。			2 工事区画の位置 及び構造	別添図面に (工事区画の位置は朱線で) 表示 ※ 工事の規模が大きい場合や、複雑な工事の場合、区画の種類やディテールをわかりやすく図面に標記すること。
Ⅱ. 仮使用承認申請部分				3 工事工程	
1 使用部分	別添図面に黄緑色で表示			別添工事工程表に表示 ※ 仮使用部分と、工事施行部分の相互の安全性を図るよう、工程を計画すること。	
2 用途	第1次 A、B部分 第2次 C部分	3 申請面積	概ね 6,320 5,650 m ²		
(注 意)				4 工事用資材等の搬出入及びその管理方法	
				① 別添図の如く工事施行範囲と使用している部分の区画を明確にし、外部に一次仮置場を設ける。 ② 上階搬入のために荷物用 (非常用兼用) エレベータを使用するので、一般使用と分けて夜間20:00以降および休日とする。 ③ 可燃用資材等は必要最小限の搬入とし、1ヶ所当りの総量も余り大きくならない様分散配置を心掛ける。 ④ 工事現場内の整理、整頓を心掛け、残材、ゴミ等は1日の作業終了後、外部へ搬出する。 ※ 工事用資材等の搬出入経路を添付図面に矢印で表示し、また居住者動線、工事者出入口、資材搬出入経路を安全に区画されていることを表現すること。	

(注) 1「工事名称」、2「工事場所」、3「工事種別」は、確認申請に標記のものと同じにすること。

IV 工事により機能の確保に支障を生じる避難施設等、その他の安全施設等及びその代替措置等					
	種 類	箇 所	工事期間及び時間	代替措置の概要	管 理 の 方 法
1 避 難 施 設 等	イ 廊下その他の通路	3階で避難経路変更	全工事期間中	○仮設仕切りによって専用通路を確保 ○仮使用部分において現行法規を満足できる。 ○店舗閉店後施工する ○消火器の重点配置 ○工事部分を耐火1時間構造の仮囲で区画する。 ○仮囲の出入口は甲種防火戸とする。	○従業員への連絡を徹底する。 ○作業中および終了後の店内巡視を行う。 ○この部分の工事を優先して行い、仕上工事中にはシャッターが作動できるようにしておく。
	ロ 直通階段等	3階で一カ所のみ階段使用	同上		
	ハ 地下道等				
	ニ スプリンクラー設備等	3階図中A部分、作動不可	○月○日○時～○時		
	ホ 排煙設備	同上	同上		
	ヘ 非常用の照明装置	同上	同上		
	ト 非常用の昇降機				
	チ 防火区画	3階防火シャッター取替中に、A、B間の区画が成立しない。			
2 そ の 他 の 安 全 施 設 等	イ 消防用設備等 (1に含まれるものを除く。)	○自動火災報知設備 仮使用部分全域	全工事期間中	○仮設の感知器、火災報知器を設置する。 ○工事中用仮囲いで囲い危険のないようにする。	通路に障害物が置かれないう管理する。
	ロ 非常用の進入口				
	ハ その他	○敷地内通路が1,3mしかとれない。			

- (注)
1. 使用する部分において支障をきたす項目のみ記入。
 2. 「箇所」には、支障が生じる階と支障の内容、数等も記入。
 3. 「工事期間及び時間」には、支障の生じる期間を記入。
 4. 「代替措置の概要」には、必要に応じ別図で表現する。
 5. 「管理の方法」には、危険を伴う作業等の安全管理方法を記入。

V 出火危険防止 (火災発生のおそれのあるものに限る。)			
		集積又は設置方法	管理の方法
1 火 気 使 用	ガス切断器	移動式専用カートへのボンベの固定、非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、有資格者証携帯の義務づけ。 使用時の巡回、点検
	トーチランプ	安定した平坦な場所での使用、非使用時の一定場所への収納	使用責任者名を表示した火気使用許可証の発行・取付け、使用時の巡回・点検
2 危 険 物 等	イ 危険物 塗料・接着剤	施錠できる平坦な一定場所に集積する。 必要量のみ開缶する。 高積みを避ける。	集積場所、集積量を指定する。 集積場所に使用責任者名、集積物の内容、量を表示する。 火気厳禁の表示をする。 搬入時、1日の使用終了時の数量を報告させ確認する。
	ロ 可燃性工事用資材 木材・壁クロス・断熱材	一定集積場所に、散乱しないように整置する。	火気を遠ざけた一定集積場所を指定し、搬入数量を把握する。
3 機 械 器 具	アーク溶接機	一定場所に整列・設置する。 非使用時の2次電線以降の一定場所への収納。	機器搬入時の性能点検、電気工事有資格者による配線、結線、使用責任者名を表示した機器使用許可証の発行、取付け、有資格者証携帯の義務づけ、防火養生の義務づけ、使用時の巡回・点検

- (注) 1. 出火危険のあるものはすべて記入(わかる範囲で)。
2. 「火気使用」とは、主として裸火等を使用する機器を対象。
3. 「機械器具」とは、その機器で出火危険のおそれのあるもの。
4. 「危険物等」とは、消防法に定められる危険物の他に可燃性工事用資材を含む。

VI 防 火 管 理 体 制	1 火 災 予 防 対 策	イ 工 事 部 分 の 対 策 及 び 組 織	<p>1. 工事部分における火災予防対策</p> <p>(1) 火気を使用する場合は、その都度防火管理者に届出すること。</p> <p>(2) 火気を使用する場合は、火花受け等の防護措置及び消火器等を準備し実施すること。</p> <p>(3) 火気使用後の点検は、防火担当者が必ず実施し、防火管理者に報告すること。</p> <p>(4) 喫煙は指定された場所で行うこと。</p> <p>(5) 作業時間外に作業する場合は、責任者の承諾を得て行うこと。</p> <p>(6) その他、火災予防上必要な事項。</p>	2 災 害 発 生 時 の 対 策 及 び 自 衛 消 防 組 織	<p>1. 災害発生時の対策</p> <p>(1) 災害等が発生した場合は、直ちに消防期間に通報するとともに、次の任務分担により、諸活動を行うこと。</p> <p>(2) 避難する場合は、防火管理者が作成した別図避難経路図により行うこと。</p> <p>2. 自衛消防組織及び任務概要</p>								
		口 使 用 部 分 の 対 策 及 び 組 織	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">防火 管 理 者 総 務 課 長 ○ ○ ○ ○</td> <td>防火担当者 工事地区 工事監督 ○○○○</td> <td>業 務 ① 防火管理 者の補佐 ② 作業現場 のパトロー ル</td> <td>火元責任者 工事A地区 担 当 ○○○○</td> <td>業 務 ① 火気管理 ② 作業現場の整理、 整頓 ③ 地震時の初動措置</td> </tr> <tr> <td>使用地区 支配人 ○○○○</td> <td>① 防火管理 者の補佐 ② 火元責任 者に対する 指導監督</td> <td>事 務 室 ○○○○ 1階 フローア ー ○○○○</td> <td>① 火気管理 ② 消火設備、非常口 等の維持管理 ③ 地震時の初動措置</td> </tr> </table>		防火 管 理 者 総 務 課 長 ○ ○ ○ ○	防火担当者 工事地区 工事監督 ○○○○	業 務 ① 防火管理 者の補佐 ② 作業現場 のパトロー ル	火元責任者 工事A地区 担 当 ○○○○	業 務 ① 火気管理 ② 作業現場の整理、 整頓 ③ 地震時の初動措置	使用地区 支配人 ○○○○	① 防火管理 者の補佐 ② 火元責任 者に対する 指導監督	事 務 室 ○○○○ 1階 フローア ー ○○○○	① 火気管理 ② 消火設備、非常口 等の維持管理 ③ 地震時の初動措置
	防火 管 理 者 総 務 課 長 ○ ○ ○ ○	防火担当者 工事地区 工事監督 ○○○○	業 務 ① 防火管理 者の補佐 ② 作業現場 のパトロー ル			火元責任者 工事A地区 担 当 ○○○○	業 務 ① 火気管理 ② 作業現場の整理、 整頓 ③ 地震時の初動措置						
		使用地区 支配人 ○○○○	① 防火管理 者の補佐 ② 火元責任 者に対する 指導監督		事 務 室 ○○○○ 1階 フローア ー ○○○○	① 火気管理 ② 消火設備、非常口 等の維持管理 ③ 地震時の初動措置							
3 使 用 部 分 と 工	の 連 絡 体 制 互	<p>1. 防火管理者は、工事地区の防火担当者と、使用地区の防火担当者の連絡会を毎月○日に実施するものとする。</p> <p>2. 工事部分と、使用部分とは、常時連絡できる体制をとり、緊急の場合は防火管理者に報告しなければならない。</p> <p>3. 火災等が発生した場合は、非常放送設備、非常ベル等により速やかに全館に報知しなければならない。</p>											
4 教 育 訓 練 の	実 施 状 況	<p>1. 工事部分及び使用部分は、それぞれ個別の防災訓練を毎月1回実施することとし、両者一体となった総合防災訓練を2ヶ月に1回実施する。</p> <p>2. 使用部分の従業員に対する防災教育は、防災訓練と併せて実施し、工事部分の従業員に対する防災教育は、日常の朝礼及び防災訓練と併せて実施する。</p> <p>3. 出入りする者及び業者に対しては、防災上の注意事項をパンフレット及び口頭で徹底し、防災予防の啓蒙を図る。</p>											

(注) 1. 建築物の規模、用途、態様及び工事の規模種別等によって、組織や係員の増減を図ると共に、上表にこだわらず、実態にあった計画を作ること。
 2. 「火災予防対策」と「災害発生時の対策及び自衛消防組織」における任務は、できるだけ一体化が保てるようにすること。
 3. 本様式で内容を十分に記載できない場合等には、本様式にその旨を記載し、別紙に記載し、本様式のうしろに添付すること。